平成 25 年 4 月 25 日

各　位

会 社 名　旭 精 機 工 業 株 式 会 社
代表者名　取締役社長　　山 口　央
（コード番号　6111　名証 2 部）
問合せ先　常務取締役　　神 戸　昌 之
（TEL. 0561-52-5300）

役員退職慰労金制度の廃止及び役員報酬制度の見直しについてのお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 25 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び役員報酬制度の見直しを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．役員退職慰労金制度廃止の理由

役員報酬制度改革の一環として、年功的要素及び報酬の後払い的要素のある役員退職慰労金制度を廃止し、同時に業務執行取締役について、報酬制度の一部に業績連動報酬を導入いたします。これにより、業務執行取締役の報酬を当社の計上する当期純利益に連動させ、株主と経営者の利害共有と株主に対する透明性を図り、もって企業価値向上に資するものであります。

２．役員退職慰労金制度廃止の時期

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 64 回定時株主総会終結時をもって廃止いたします。

３．役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第 64 回定時株主総会終結時に在任する取締役及び監査役に対し、同定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準による相当額の範囲内において打切り支給することを同定時株主総会に付議いたします。また、その支給の時期につきましては各取締役及び監査役の退任の時といたします。

４．取締役及び監査役の報酬額の改定

取締役の報酬限度額については、平成元年 6 月 29 日開催の第 40 回定時株主総会において月額 15,000 千円以内、監査役については、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 61 回定時株主総会において月額 3,000 千円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、今般の役員報酬制度の見直しにより、取締役及び監査役の報酬を月額方式から年額方式といたします。

その額については、取締役の月額報酬の年間合計額である年額 180,000 千円以内に、監査役の月額報酬の年間合計額である年額 36,000 千円以内に、それぞれ改定する議案を、同定時株主総会に付議いたします。

５．業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員の退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

以上